

日本国防衛省とフィリピン共和国国防省との間の防衛協力及び交流 に関する覚書

日本国防衛省及びフィリピン共和国国防省（以下「両当事者」といい、個別には「当事者」という）は

両当事者間の防衛協力及び交流の促進及び強化により二国間関係を更に発展及び強化させることを希望し、

日本国とフィリピン共和国との間で国際的な防衛及び安全保障分野における多くの共通の関心事項を共有することを想起し、

防衛分野における相互協力から派生する双方の利益を認識し、

両当事者間の防衛関係の発展が両者の間の相互理解と信頼の促進に資することとなり、またアジア太平洋地域及びそれを越えた地域の平和と安定に寄与することを考慮し、

二国間の防衛関係の一層の強化の意志を再確認し、この覚書を作成することを決定した。

第一項 目的

この覚書は、相互主義と互惠に基づき、防衛分野における両当事者間の協力及び交流のための枠組みを提供する。

第二項 協力及び交流の範囲

両当事者は本覚書の下、以下の防衛協力及び交流を実施する。

1. ハイレベル交流
 - (1) 二国間の防衛相会談

(2) 二国間の次官級協議

(3) 日本国自衛隊の統合幕僚監部及び各幕僚監部の幕僚長とフィリピン国軍司令官及び各軍司令官の間の相互訪問

2. 実務レベル交流

両当事者の間及び日本国自衛隊とフィリピン国軍との間の定期的協議

3. 能力構築に関する協力

4. 訓練・演習

いずれか一方の当事者が主催する訓練・演習への参加及び多国間訓練・演習への参加

5. 部隊間交流

訓練・演習以外の交流で相互に決定したもの

6. 非伝統的安全保障分野、特に以下の分野、における協力

(1) 国連平和維持活動

(2) 人道支援・災害救援

(3) 海洋安全保障

7. 教育・研究交流

8. 相互に関心のある事項についての情報交換

9. 防衛装備・技術に関する協力

10. 後方支援に関する協力

11. 多国間枠組みにおける協力

(1) 拡大ASEAN国防相会合（ADMMプラス）

(2) ASEAN地域フォーラム等

12. その他相互に決定された活動

第三項 実施及び費用取決め

1. 必要であれば、両当事者は、個別の防衛協力及び交流のための実施取決めを有することが決定できる。
2. 本覚書で言及される全ての協力及び交流の手段については、各当事者の法的及び予算的考慮の範囲内において実施される。各当事者は、両当事者が相互に同意しない限り、本覚書の実施により発生する自らの費用を負担する。

第四項 情報保全

両当事者は、それぞれの国内法令に従って、また、情報提供をする当事者の要望を十分踏まえつつ、防衛協力・交流の過程で取得された情報が適切に管理されること及び当該情報を提供する当事者の事前の同意なく第三者に提供されないことを確実にする。

第五項 協議

両当事者は、本覚書または本覚書の下作成される実施取決めにおける解釈の違いについて、速やかに双方で協議する。

第六項 法的な非拘束性

この覚書は、国際法上の法的拘束力を有する権利又は義務を生じさせるものではなく、この覚書に基づく協力及び交流はそれぞれの国内法令に従って実施される。

第七項
開始、変更、終了

1. 本覚書に基づく協力・交流は、署名の日から開始される。
2. 本覚書は、両当事者の書面による同意により、修正することができる。
3. 本覚書は、いずれか一方の当事者が、もう一方の当事者に対し、本覚書を中止又は終了させる意図を少なくとも90日前に、もう一方の当事者に対し、書面で通知するまで、継続する。
4. 本覚書の終了は、両当事者が相互に決定しない限り、既存の事業活動の実施に何ら影響を及ぼさない。

2015年1月29日に、東京で、等しく有効である英語及び日本語による本書二通に署名した。この覚書の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国防衛省のために

フィリピン共和国国防省のために

日本国 防衛大臣

フィリピン共和国 国防大臣